

市長記者会見資料



令和4年11月28日	
所 属	総務局 企画管理課
所属長	上町 和生
電 話	06-6489-6169

尼崎市 USB メモリー紛失事案調査委員会調査報告書を受けての市の対応について

尼崎市は、本日 28 日に同調査委員会から受けた答申の中で、本件事案における市民の皆さまの個人情報漏えいは確認されなかったことの報告を受けましたのでお知らせします。改めて、皆さまに大変なご心配とご迷惑をお掛けしましたことをお詫び申し上げます。

今後、再発防止に向け、事業のリスク管理を徹底するとともに、情報セキュリティ対策を強化することで、信頼回復に努めてまいります。

1 調査報告書の概要

(1) USB メモリー等の調査結果

本件委託業務全般における個人情報の漏えいがあったかについて、ビプロジー社（以下「B 社」という。）関係社員のヒアリングに加えて、発見された USB メモリーにとどまらず、関係するパソコン、サーバ等も含めてデジタルフォレンジック調査※を行った結果、個人情報の漏えいは確認されなかった。

※電磁的記録の解析技術及びその手続のこと。

(2) 本件事案の問題の所在

B 社は、市が契約書等で定めていたにもかかわらず、市の承諾を得ることなく、委託業務の再委託、再々委託を行っていた。USB メモリーの外部運搬については、業務委託契約の仕様書にも鍵付き金属ケースでの運搬が規定されているが、そのような手続は取られていなかった。また、セキュリティ対策基準を含む契約の締結にかかわった B 社従業員は、紛失者が参加したデータ移転作業後の飲み会について異議や注意喚起等を行わなかった等作業者の管理監督ができていなかった。

一方で、市はデータの管理者としてチェック機能を効かせることで、外部業者の濫用を抑止するとともに作業者に安全を確保すべき十分な自覚を持たせる必要があったところ、十分に行えていなかった。

(3) 再発防止策と提言

既の実施している対策に加え、情報資産の取扱いに関する事故を再び起こさないために、市役所全体の個人情報の安全管理措置及び情報セキュリティ対策の向上に向けた取組が必要である。

厳格なセキュリティ監査を実施し、セキュリティ研修の充実により職員自らが考える習慣を確立することが必要である。

2 本市の対応

(1) 調査結果等の周知・広報

一時紛失していた USB メモリーのほか、本件委託業務全般における個人情報の漏えいは確認されませんでした。当該結果並びに市の対応について積極的に周知・広報していきます。

(2) 再発防止策並びに情報セキュリティ強化策

本件事案の発生後に既に実施した再発防止策並びに情報セキュリティ強化策は次のとおりです。

令和4年6月28日	全所属向けに市長通達「個人情報の保護及び情報セキュリティの遵守について」を発信し、個人情報取扱いに関する注意喚起
令和4年7月	サーバールームの入室への事業者入室を制限
令和4年9月	サーバールーム入退室管理に生体認証を導入
令和4年10月	「再委託承認申請書」に再委託先が業務を適正に履行することが分かる書類の添付を義務付けるとともに、受託者が再委託先のすべての行為及びその結果について責任を負うこと等の事項を追記
令和4年10月	「データ消去証明書」及び「(記憶媒体等の)廃棄証明書」の提出を義務付け
令和4年11月	ICカード貸与依頼時に顔写真付き社員証等の写しの添付を義務付け
令和4年11月	課長級以上の全職員に対してリスクアセスメント研修を実施
令和4年11月～12月	全職員を対象として情報セキュリティ研修を実施
令和5年度	情報に係る専門職を設置し、情報セキュリティポリシーの改訂を実施するとともに、情報セキュリティポリシーの実効性を確実に持たせるための監査体制の強化、各種研修等の充実など

(3) B社に対する損害賠償請求等

すでにB社に対しては18か月間の入札参加停止措置を行い、現在契約中のB社との契約については、市民サービスへの影響が出ないことを前提に、次期システム等の安定かつ確実な供給などの条件が整ったものから順次、別の事業者への切り替えを行っていくこととしています。

また、本件事案の報道直後から、市民のみならず市外居住者からも苦情等の電話やメールが殺到するとともに、来庁者対応で臨時特別給付金関係業務がストップするなど、通常業務の遂行にも多大な支障が生じたこと、本件事案が本市のイメージダウンにつながったことや市民の不安の軽減のために発行した市報あまがさき臨時号に関する経費など、本件事案により生じた有形無形の損害については、今後調査報告書の内容を十分に精査したうえで、B社に対して損害賠償請求を行います。

(4) 市の責任

本件事案により、多くの市民に多大な不安を与える結果となりました。本件事案については事業者が契約書・仕様書で定める各種セキュリティ対策を怠ったことが主たる原因であるものの、事業者と同対策の遵守を強く自覚させることを含めた市の情報セキュリティに係る安全管理体制の構築、追行が十分でなかったことから、情報セキュリティ対策を統率する責任者に対し、次のとおり処分等を行います。

- ・最高情報セキュリティ責任者 副市長 給与月額1/10
(総務局担当) 1月分の減額相当
- ・統括情報セキュリティ責任者 総務局長 戒告
兼 情報セキュリティ責任者

以上